



2019年2月12日

各位

会社名 株式会社メドレックス
 代表者名 代表取締役社長 松村米浩
 (コード番号：4586 東証マザーズ)
 問合せ先 経営管理部長 藤岡健
 (TEL. 03-3664-9665)

**第三者割当による新株式の発行、第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
 及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ**

当社は、2019年2月12日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、当社大株主の松村眞良（株式会社メドレックス代表取締役会長）、松村米浩（株式会社メドレックス代表取締役社長）及びその親族が株式を保有する資産管理会社である株式会社MMを割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。本新株式の発行は、基準となる株価からディスカウントなしで行われます。

また、同時に EVO FUND を割当予定先とする第14回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を EVO FUND との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株式の発行及び募集株式の総数引受契約（以下「本新株買取契約」といいます。）の締結、並びに本新株予約権の発行及び本新株予約権買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株式の発行、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

本資金調達の目的は、当社代表取締役会長である松村眞良及び代表取締役社長である松村米浩が、これまでに以上に企業価値向上を目指して経営にコミットすることに加え、当社の企業価値を高めるため、現在最も開発が進んでいる MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）について、FDA から要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並びに新規の自社開発パイプラインの開発資金を確保することにあります。

なお、本新株式の割当予定先である株式会社MMの株主である松村眞良氏と松村米浩氏は、特別の利害関係を有するため、本取締役会の本新株式の発行に関する決議には参加いたしておりません。

1. 募集の概要

<新株式の発行の概要>

(1) 払込期日	2019年3月5日
(2) 発行新株式数	180,000株
(3) 発行価額	1株につき545円とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2019年2月15日から2019年2月18日までのいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。）が545円を上回る場合には、かかる金額とします。
(4) 資金調達の額	98,100,000円
(5) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当予定先	株式会社MM

(7) その他	当社は、株式会社MMとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株買取契約を締結する予定です。
---------	---

※ 本新株式の条件決定について

本新株式のように、株式を第三者割当の方法により発行する場合、通常、発行決議日に、全ての発行条件を決定します。

しかし、今般の資金調達においては、2019年2月8日付で2018年12月期に係る決算短信が公表されております。かかる決算短信の市場による受け止め方いかんによっては、本日（発行決議日）以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にかかる決算短信の公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株式の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。そこで、本日（発行決議日）からかかる決算短信の公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株式の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株式の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

具体的には、本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の取引所終値を前提とした本新株式の発行価額が、発行決議日の直前取引日における終値である545円です。しかし、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2019年2月15日から2019年2月18日までのいずれかの日の直前取引日の取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が545円を上回る場合には、かかる金額が本新株式の発行価額となります。

なお、2018年12月期に係る決算短信に関する詳細につきましては、2019年2月8日付で別途公表されております「2018年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照ください。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2019年3月5日
(2) 発行新株予約権数	2,320,000個
(3) 発行価額	総額1,252,800円（新株予約権1個当たり0.54円）とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める条件決定日において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「6. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額（新株予約権1個当たり0.54円）を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
(4) 当該発行による潜在株式数	2,320,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は条件決定日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「条件決定基準株価」といいます。）の50%に相当する金額としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,320,000株であります。
(5) 資金調達の額	1,177,092,800円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、条件決定基準株価の94%に相当する金額とします。 本新株予約権の行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日（以下に定義します。）が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、取引所において売買立会が行われる日（以下「取引日」といいます。）であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正さ

	<p>れた日（当日を含みます。）から起算して5価格算定日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ5連続価格算定日（以下「価格算定期間」といいます。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の、それぞれ94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下記3.(1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限幅幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）とします。）</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記3.(1)①に記載する行使コミット条項等を規定する本新株予約権買取契約を締結します。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日における終値の94%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、かかる見込みの当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（2,320,000株）をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として62価格算定日以内に、EVO FUND が必ず本新株予約権の全てを行使する（全部コミット）手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として32価格算定日以内に、928,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております（前半コミット）。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴です。

第 14 回新株予約権	
発行数	2,320,000 個
発行価額の総額	1,252,800 円 (注 1)
行使価額の総額	1,187,840,000 円 (注 2)
期間	原則約 3 ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数 (原則)	通算で 12 回 (予定) (5 価格算定日毎に修正、計 12 回)
行使価額	VWAP の 94%
全部コミット	62 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	32 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数の 40%以上の行使をコミット
下限行使価額	条件決定基準株価の 50%に相当する金額 (端数切上げ)

(注) 1. 上記発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額であります。

2. 上記行使価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値の94%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、かかる見込みの当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、今般の資金調達においては、2019年2月8日付で、2018年12月期に係る決算短信が公表されております。かかる決算短信の市場による受け止め方いかんによっては、2019年2月8日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にかかる決算短信の公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。そこで、本日（発行決議日）からかかる決算短信の公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

なお、2018年12月期に係る決算短信に関する詳細につきましては、2019年2月8日付で別途公表されております「2018年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。

※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「6. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の取引所終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、第14回新株予約権1個につき金0.54円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておられません。そこで、条件決定日時点において、下記「6. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日（発行決議日）以降の株価の上昇等を理由として、第14回新株予約権1個につき金0.54円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日（発行決議

日)以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が第14回新株予約権1個につき金0.54円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は第14回新株予約権1個につき金0.54円のまま据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個あたりの発行価額が、それぞれの本日現在の価値(第14回新株予約権1個につき金0.54円)を下回って決定されることはありません。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、イオン液体^{*1}を利用した独自の経皮製剤技術 ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System)、薬物のナノコロイド^{*2}化技術を利用した独自の経皮製剤技術 NCTS[®] (Nano-sized Colloid Transdermal System)を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収^{*3}性を飛躍的に向上させることにより、新しい医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジン^{*4}テープ剤)、MRX-10XT : 中枢性鎮痛貼付剤 (オキシコドン^{*5}テープ剤)、MRX-5LBT : 帯状疱疹後の神経疼痛治療薬 (リドカイン^{*6}テープ剤) の3つのパイプラインについて、米国での臨床開発を実施中です。また、MRX-7MLL : アルツハイマー治療薬 (メマンチン^{*7}貼付剤) についても、2019年に米国での臨床開発を開始することを計画しています。

これらパイプラインの中で、最も開発が進んでいるのがMRX-5LBTです。2018年6月6日に「MRX-5LBTの生物学的同等性を示す検証的臨床試験^{*8}結果のお知らせ」でお知らせしましたように、参照製品であるLidoderm[®]との検証的な比較臨床試験を実施し、505b2 開発過程において最も重要な指標であるLidoderm[®]との生物学的同等性を示す結果を得ました。その後、新薬承認申請 (New Drug Application) に向けたデータパッケージについて米国規制当局であるアメリカ食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) と協議を行っておりましたが、2018年11月の面談会議の結果、MRX-5LBTが慢性疾患治療薬として長期に亘り連続使用される可能性が十分あることより、長期の安全性を確認する試験を中心に、当初想定していたよりも多くの試験が必要となりました。この試験費用は当初想定を7億円~8億円上回るものであり、上記4つのパイプラインの開発を並行して進めるためには、現有資金 (2018年12月末時点の現預金残高1,796百万円) に加えて新たな開発資金を獲得することが必要となりました。

今回の資金調達的第一の目的は、MRX-5LBTについて現行計画通り2020年に新薬承認申請するために、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験^{*9}等を実施する資金を早期に確保することにあります。

今回の資金調達の第二の目的は、新規の自社開発パイプラインの開発資金を機動的に得ることにあります。上記4つのパイプライン以外の複数の自社開発パイプライン候補 (疼痛治療薬剤、精神疾患治療薬剤等の経皮吸収型医薬品) について、当社独自の経皮製剤技術を用いた製剤開発が完了しFDAに治験前相談 (pre IND meeting) を要請している段階にあります。治験前相談に対するFDAからの回答が得られ開発資金が確保され次第、直ちにこれらの自社開発パイプライン候補の中からFDAの回答及び当社の開発ポートフォリオ全体を考慮した上で一つのパイプラインを選択して、非臨床試験とそれに続く臨床第1相試験を実施する計画です。

ILTS[®]、NCTS[®]に代表される当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するために、また各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散するための方策としても、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることが当社グループの収益基盤を強化・複線化する最善の手段であり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資すると考えております。

(語句説明)

(^{*1}) イオン液体とは、融点が100℃以下の塩 (えん) のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、又は、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高

いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）と呼んでいます。

- (*2) コロイドとは、液体、固体又は気体にある粒子が均一に分散している状態をいい、ナノコロイドとは、粒子がナノサイズのコロイドです。
- (*3) 経皮吸収とは、皮膚から（薬物を）体内に吸収・浸透させることです。
- (*4) チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。
- (*5) オキシコドンとは、中枢性鎮痛薬（脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬）の一種で、医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されています。
- (*6) リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。
- (*7) メマンチンとは、グルタミン酸NMDA受容体拮抗薬で、中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (*8) 臨床試験とは、薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称です。少数健常人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第Ⅰ相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第Ⅱ相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第Ⅲ相試験に区分されます。
- (*9) 非臨床試験とは、薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の本新株式及び本新株予約権による資金調達は、当社が、当社大株主の松村眞良（当社代表取締役会長）、松村米浩（当社代表取締役社長）及びその親族が株式を保有する資産管理会社である株式会社MMを割当先として本新株式を上記「1. 募集の概要 <新株式の発行の概要> (3) 発行価額」に記載の金額にて割当てその払込みを受けること、及び当社がEVO FUNDを割当先として本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

EVO FUNDは、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、原則としてその62価格算定日目の日（当日を含む。）（以下「全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下「全部コミット期間」といいます。）に、EVO FUNDが保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、EVO FUNDは、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、原則としてその32価格算定日目の日（当日を含む。）（以下「前半コミット期限」といいます。）までの期間（以下「前半コミット期間」といいます。）に、928,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約します。

市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は2019年6月10日（本新株予約権の払込期日の翌日から起算して62価格算定日目の日）であり、前半コミット期限は2019年4月19日（本新株予約権の払込期日の翌日から起算して32価格算定日目の日）ですが、この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合（以下「コミッ

ト期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは、本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、EVO FUNDは、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、EVO FUNDと議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、EVO FUNDの投資家としての収益確保のためにディスカウント率を6%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の取引所における条件決定基準株価の50%に相当する金額としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素をEVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に合う資金調達の方法を検討していましたところ、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、本新株式の発行により、当初の証券発行時点で一定の資金を調達できるとともに、想定的に調達額の大きな比重を占める本新株予約権に係る資金調達を組み合わせることで、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができます。また、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、株式の発行のみでは充足できない必要資金を新株予約権の第三者割当によって調達する本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 発行時に一定の資金調達が可能

本新株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能です。

② 本新株式にディスカウントがないこと

一般的に、新株式の発行による資金調達を行う場合、基準となる株価から一定のディスカウントを伴って株式が発行されます。しかし、本資金調達においては、当社代表取締役の更なる経営コミットを目的としており、本新株式は条件決定基準株価に基づき、ディスカウントなしで発行されます。

③ 短期間における確実な資金調達

本新株予約権（対象となる普通株式数2,320,000株）は、原則として2019年6月10日までに全部行使（全部コミット）されます。

④ 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として2019年4月19日までに、本新株予約権の40%（対象となる普通株式数928,000株）の行使もコミット（前半コミット）されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

⑤ 最大交付株式数の限定

本新株式の数（180,000株）に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数（2,320,000株）を合算した当社普通株式数は2,500,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

⑥ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、当初の証券発行時に一定の資金は調達できますが、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

③ 割当予定先であるEVO FUNDが当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点で株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたします。

した。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。なお、当社は、本新株予約権の発行と同時に、当社大株主の松村眞良（当社代表取締役会長）、松村米浩（当社代表取締役社長）及びその親族が株式を保有する資産管理会社である株式会社MMに対する第三者割当増資を行う予定ですが、「7. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、当社代表取締役である松村眞良、松村米浩両名がこれまで以上に企業価値向上を目指して経営を担っていくことをコミットすることが目的であります。また、本新株式の発行のみでは各資金使途に必要な資金を確保することは難しいことから、本新株式と本新株予約権の組み合わせによる本スキームが適当であると判断いたしました。

② CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという観点では今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要なところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施する事が出来ません。

④ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	1,287,192 千円
本新株式の払込金額の総額	98,100 千円

本新株予約権の払込金額の総額	1,252 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,187,840 千円
② 発行諸費用の概算額	12,000 千円
③ 差引手取概算額	1,275,192 千円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の取引所終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の終値の94%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）について、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並びに新規の自社開発パイプラインの開発資金の確保を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行並びにEVO FUNDによる本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計1,275,192,800円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための臨床試験及びその付帯費用	784	2019年7月～2020年6月
② MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための非臨床試験費用、CMC 関連費用	320	2019年7月～2020年6月
③ 新規自社開発パイプラインの非臨床試験、臨床第1相試験及びその付帯費用	171	2019年7月～2020年12月
合計	1,275	

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、またEVO FUNDは本新株予約権買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として62価格算定日以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

2. 当社は、2018年4月27日に医薬品用途として世界初となるマイクロニードルアレイ事業において、

マイクロニードルアレイの実用化に向けてその供給体制を整備すべく、第Ⅰ相及び第Ⅱ相臨床試験向けのマイクロニードルアレイ治験薬工場の建設・整備、並びに第Ⅲ相臨床試験及び商業生産向けのマイクロニードルアレイ量産工場の建設・整備に必要な資金を得ることを目的として、第13回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行しましたが、2018年11月30日に「第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却完了に関するお知らせ」でお知らせしましたように、当社株価が下限行使価額を下回る状況が続いたため、調達を断念し、残存する第13回新株予約権の全部を取得しその全部を消却しております。今回の資金調達は、2018年6月6日に「MRX-5LBTの生物学的同等性を示す検証的臨床試験結果のお知らせ」でお知らせしたMRX-5LBTの生物学的同等性を示す検証的臨床試験の成功、2018年11月のFDAとの面談会議にて判明した当初想定を上回る試験費用、及び新規パイプライン候補の製剤開発の進展に対応するものであり、マイクロニードルアレイ関連の工場建設・整備に充当することを目的とはしていません。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金をMRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）について、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並び新規の自社開発パイプラインの開発資金に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

当社は、2019年2月8日付で、2018年12月期に係る決算短信を公表しております。かかる決算短信の市場による受け止め方いかんによっては、2019年2月8日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にかかる決算短信の公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株式の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本株式の払込金額は、割当予定先である株式会社MMの代表取締役である松村眞良氏及び取締役である松村米浩氏と協議のうえ、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（2019年2月8日）における取引所終値又は条件決定日の直前取引日の取引所終値となる金額のいずれか高い金額として決定いたします。また、株式会社MMが上記払込金額で本新株式を引受けることで、同氏らがこれまで以上に経営にコミットすることに加え、当社株価に対するより強い責任を持つことができるものと考えております。

なお、仮に本株式の払込金額が2019年2月8日における取引所終値である545円となった場合、かかる払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2019年2月8日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である619円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して11.95%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である606円に対して10.07%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である714円に対して23.67%のディスカウントとなる金額です。

また、当社及び当社監査役による本新株式の発行に係る適法性判断については、条件決定日において本新株式の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、発行決議日の直前取引日における取引所株価と条件決定日の直前取引日における取引所株価の高い方の金額を基準

として、ディスカウントなしで本新株式の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株式の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及びEVO FUND との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び EVO FUND との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、EVO FUND の権利行使行動等についての一定の前提（EVO FUND が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、EVO FUND の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含みます。）を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUND との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を0.54円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、2019年2月8日付で公表がなされている2018年12月期決算短信及び2019年12月期連結業績予想に伴う株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として0.54円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が0.54円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された0.54円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である0.54円を下回って決定されることはありません。

また、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による新規発行株式数180,000株（議決権数1,800個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,320,000株（議決権数23,200個）を合算した株式数は2,500,000株（議決権数25,000個）であり、これは2019年2月8日現在の当社発行済株式総数10,214,100株及び議決権数102,114個を分母とする希薄化率は24.48%（議決権ベースの希薄化率は24.48%）に相当します。そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株式及び本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大

に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は423,539株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数2,320,000株を、EVO FUNDの全部コミット期間である62価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は約37,419株（直近平均6ヶ月平均出来高の約8.83%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 株式会社MM

(1) 名 称	株式会社MM											
(2) 所 在 地	香川県東かがわ市湊616番地8											
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 松村眞良											
(4) 事 業 内 容	当社大株主の松村眞良（当社代表取締役会長）、松村米浩（当社代表取締役社長）及びその親族が株式を保有する資産管理会社											
(5) 資 本 金	1000万円											
(6) 設 立 年 月 日	2013年11月15日											
(7) 発 行 済 株 式 数	1000株											
(8) 決 算 期	9月30日											
(9) 従 業 員 数	正社員：0名、パートアルバイト：0名 計0名											
(10) 主 要 取 引 先	-											
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社香川銀行											
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	<table border="0"> <tr> <td>松村米浩</td> <td>59.7%</td> </tr> <tr> <td>樋掛早亜子</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>奥山有里子</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>藤田妃佐子</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>Sueko Matsumura NG</td> <td>10.0%</td> </tr> </table>		松村米浩	59.7%	樋掛早亜子	10.0%	奥山有里子	10.0%	藤田妃佐子	10.0%	Sueko Matsumura NG	10.0%
松村米浩	59.7%											
樋掛早亜子	10.0%											
奥山有里子	10.0%											
藤田妃佐子	10.0%											
Sueko Matsumura NG	10.0%											
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：360,300株（2018年12月31日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株（2018年12月31日現在）										
	人 的 関 係	当社代表取締役会長松村眞良が割当予定先の代表取締役を兼務しております。										
	取 引 関 係	該当事項はありません。										
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。										

② EVO FUND

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社

(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006年12月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約58.4百万米ドル	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：マイケル・ラーチ 100% 純資産：自己資本 100%	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国 内 代 理 人 の 概 要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン	
(j) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド 代 表 者 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当 社 と 国 内 代 理 人 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、2018年12月31日現在におけるものです。

※当社は、当社の代表取締役会長である松村眞良氏から、株式会社MMIは、同氏が代表取締役を兼務する同氏、松村米浩氏（当社代表取締役社長）及びその親族の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、株式会社MMが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。

以上に基づき、株式会社MM並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された割当予定先である EVO FUND 及びその100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により EVO FUND が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUND からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社 東京エス・アール・シー（東京都渋谷区東4丁目7番7号フラットチクマ 201、代表取締役中村勝彦）に EVO FUND 及びその100%出資者であるマイケル・ラーチ氏、役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は EVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 株式会社MM

本新株式の割当予定先である株式会社MMは当社大株主の松村眞良（当社代表取締役会長）、松村米浩（当社代表取締役社長）及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。今回の EVO FUND を割当予定先とする資金調達を検討を進めて行く過程において、松村眞良氏より、「1. 募集の概要 < 新株予約権発行の概要 > 2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社が企業価値の向上を目指す中で、当社代表取締役である松村眞良、松村米浩両名がこれまで以上に企業価値向上を目指して経営にコミットすることに加え、当社株価に対するより強い責任を持つことができるものとの考えから、本新株式の引受けの申し出を受けました。これを受けて当社で協議した結果、本新株式の割当先として適当であると判断したことから、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

② EVO FUND

当社は、EVO FUND の 100%子会社である Evolution Biotech Fund に対して 2015 年 12 月に第 8 回新株予約権を発行しており、2016 年 4 月にその全ての新株予約権の行使が完了しております。

当社は、MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）について、FDA から要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並びに新規の自社開発パイプラインの開発資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、2018 年 11 月に、過去の案件にてアレンジャーを務めた EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 ショーン・ローソン）に資金調達方法を相談した結果、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。これまでに提案を受けたことがある新株予約権付社債や新株予約権による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUND と協議した結果、①既存株主の株式価値希薄化への配慮、②過去に実施した本新株予約権と同様の手法である第 8 回新株予約権の行使がスムーズに完了した実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先として EVO FUND を選定いたしました。

EVO FUND は、上場株式への投資を目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、新株予約権を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 ショーン・ローソン）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、EVO FUND の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。

EVO FUND の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の 100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、EVO FUND に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① 株式会社MM

同社の代表取締役を務める松村眞良氏は、本新株式につき、株式会社MMが引き受けることで、当社代表取締役である松村眞良、松村米浩両名がこれまで以上に企業価値向上を目指して経営にコミットすることを目的に取得していることから長期的な視点で保有する方針であり、2 年間は原則売却しない旨が締結予定の本新株買取契約に記載されております。

なお、株式会社MMから、本新株式の払込期日から 2 年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

② EVO FUND

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と EVO FUND は、下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結する予定です。

- ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- イ. EVO FUNDは、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. EVO FUNDは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 株式会社MM

割当予定先である株式会社MMの代表取締役である松村眞良氏からは、本新株式の払込金額に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、同社の通帳の写しから払込みに要する十分な現預金を有していることを確認しております。

② EVO FUND

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2019 年 1 月 31 日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役会長であり、大株主である松村眞良は、その保有する当社普通株式について、EVO FUND への貸株を行う予定です。

EVO FUND は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2018年12月31日現在）		募集後	
雨堤 正博	5.09%	株式会社MM	4.25%
株式会社MM	3.53%	雨堤 正博	4.09%
松村 米浩	2.28%	松村 米浩	1.83%
松村 眞良	1.96%	松村 眞良	1.57%
日本証券金融株式会社	1.73%	日本証券金融株式会社	1.39%
松井証券株式会社	1.51%	松井証券株式会社	1.22%
株式会社SBI証券	1.37%	株式会社SBI証券	1.10%
村上 修作	1.24%	村上 修作	0.99%
楽天証券株式会社	1.11%	楽天証券株式会社	0.89%
篠原 まゆみ	0.92%	篠原 まゆみ	0.74%

(注) 1. 「持株比率」は、2018年12月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. EVO FUND の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、EVO FUND は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、EVO FUND による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の大株主及び持株比率にはEVO FUND を表示していません。

3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績

決算期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
連結売上高（百万円）	22	198	8
連結営業利益（百万円）	△1,342	△983	△1,273
連結経常利益（百万円）	△1,301	△988	△1,285
連結当期純利益（百万円）	△1,259	△884	△1,267
1株当たり連結当期純利益（円）	△155.48	△103.16	△126.77
1株当たり配当金（円）	0	0	0
1株当たり連結純資産額（円）	285.52	218.72	203.19

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2018年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,214,100株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	737,000株	7.22%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
始 値	563円	474円	1,206円
高 値	1,629円	1,465円	2,139円
安 値	341円	453円	425円
終 値	477円	1,190円	558円

② 最近6か月間の状況

	2018年 9月	10月	11月	12月	2019年 1月	2月
始 値	923 円	898 円	670 円	686 円	528 円	568 円
高 値	1,090 円	905 円	725 円	714 円	710 円	586 円
安 値	866 円	601 円	590 円	425 円	526 円	520 円
終 値	913 円	673 円	666 円	558 円	561 円	545 円

(注) 2019年2月の状況につきましては、2019年2月8日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年2月8日
始 値	557 円
高 値	557 円
安 値	520 円
終 値	545 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2016年6月30日
調 達 資 金 の 額	631,800,000 円
転 換 価 額	1,053 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	8,289,700 株
割 当 先	ウィズ・ヘルスケア日本2.0 投資事業有限責任組合
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：600,000 株
現 時 点 に お け る 転 換 状 況	転換済株式数：600,000 株 (残高0円)
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①MRX-4TZTの米国における臨床試験費用（480百万円） ②MRX-5DML の非臨床試験、米国における臨床試験、及びその付帯費用（1,230 百万円） ③米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携に係る費用あるいは、その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用（504 百万円） 但し、金額は下記第11 回及び第12 回新株予約権による調達予定資金額を合算したもの。
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2016年7月～2018年10月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	MRX-4TZT の米国における臨床試験費用、並びにその他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用として充当済。

・第三者割当による第11 回及び第12 回新株予約権の発行

割 当 日	2016年6月30日
発行新株予約権数	第11回新株予約権：120個 第12回新株予約権：40個
発行価額	第11回新株予約権：総額19,812,000円（新株予約権1個当たり165,100円） 第12回新株予約権：総額52,000円（新株予約権1個当たり1,300円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	2,214,764,000円 但し、上記第1回無担保転換社債型新株予約権付社債による調達資金631,800,000円を合算した金額から発行諸費用概算額を控除した金額。
割 当 先	ウィズ・ヘルスケア日本2.0 投資事業有限責任組合
募集時における発行済株式数	8,289,700株
当該募集による潜在株式数	第11回新株予約権：1,200,000株（行使価額1,053円） 第12回新株予約権：200,000株（行使価額1,580円）
現時点における行使状況	第11回新株予約権：1,200,000株（残新株予約権数0個） 第12回新株予約権：0株（残新株予約権数0個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,214百万円
発行時における当初の資金使途	① MRX-4T2Tの米国における臨床試験費用（480百万円） ②MRX-5DML の非臨床試験、米国における臨床試験、及びその付帯費用（1,230百万円） ③米国において経皮吸収型医薬品の製剤開発及び製造拠点を有する企業との資本・業務提携に係る費用あるいは、その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用（504百万円） 但し、金額は第1回無担保転換社債型新株予約権付社債による調達資金額を合算したものの。
発行時における支出予定時期	2016年7月～2018年10月
現時点における充 当 状 況	MRX-4T2T の米国における臨床試験費用、並びにその他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用として充当済。 2018年4月10日付プレスリリース「第12回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、当社は、2018年4月25日に、同日時点で残存する全ての第12回新株予約権を取得し、取得後直ちに消却済みです。

・第三者割当による第13回新株予約権の発行

割 当 日	2018年4月27日
発行新株予約権数	25,000個
発行価額	総額9,875,000円（新株予約権1個当たり395円）
発行時における	4,346,475,000円

調達予定資金の額 (差引手取概算額)	
割 当 先	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
募集時における 発行済株式数	10,071,400 株
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数：2,500,000 株
現時点における 行使状況	69,700株 (残新株予約権数0個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	50 百万円
発行時における 当初の資金使途	① マイクロニードルアレイ治験薬工場の建設・整備 (520百万円) ② マイクロニードルアレイ量産工場の建設・整備 (3,826百万円)
発行時における 支出予定時期	2018年5月～2020年12月
現時点における 充 当 状 況	マイクロニードルアレイ治験薬工場の建設準備費用に充当済み。 2018年11月9日付プレスリリース「第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、当社は、2018年11月30日に、同日時点で残存する全ての第13回新株予約権を取得し、取得後直ちに消却済みです。

株式会社メドレックス

新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 180,000 株
2. 募集株式の払込金額
1 株につき 545 円とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2019 年 2 月 15 日から 2019 年 2 月 18 日までのいずれかの日（以下「条件決定日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」という。）が 545 円を上回る場合には、かかる金額とする。
3. 払込金額の総額
98,100,000 円（発行決議日（2 月 12 日）の直前取引日における取引所終値に基づいて算定した見込額であり、最終的な払込金額の総額は条件決定日に決定される）
4. 申込期日
2019 年 3 月 5 日
5. 払込期日
2019 年 3 月 5 日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての新株式を株式会社 MM に割り当てる。
8. 払込取扱場所
株式会社中国銀行 三本松支店
9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

株式会社メドレックス 第14回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メドレックス第14回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,252,800 円(本新株予約権1個当たり 0.54 円)とするが、
株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2019 年 2 月 15 日から 2019 年 2 月 18 日までのいずれかの日
(以下、「条件決定日」という。)において、第 21 項に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権1個当たりの払込金額が 0.54 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を 1 個あたりの払込金額として最終的な払込金額の総額を計算する。
3. 申込期日 2019 年 3 月 5 日
4. 割当日及び払込期日 2019 年 3 月 5 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 2,320,000 株(本新株予約権 1 個あたり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,320,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.54 円とするが、条件決定日において、第 21 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 0.54 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を最終的な 1 個あたりの払込金額とする。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。)(以下、「条件決定基準株価」という。)の 94%に相当する金額(端数を切り捨てるものとする。))とする。
10. 行使価額の修正
(1) 行使価額は、2019 年 3 月 6 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、取引所において売買立会が行われる日(以下、「取引日」とい

う。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ 94%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

(2) 下限行使価額は、条件決定基準株価の 50%に相当する金額とする。

(3) 下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたもの

を含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2019 年 3 月 6 日(当日を含む。)から 2019 年 7 月 8 日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第 22 項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20 取引日を上限に延長される。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- 本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
本新株予約権に取得事由は存在しない。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使請求期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
20. 払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 市場混乱事由
市場混乱事由とは、以下の事由をいう。
(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)ものとする。
23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
24. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
25. その他
(4) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (5) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (6) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。